

平成30年度から

国民健康保険の制度が変わります

～平成30年度から国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します～

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんでお金（国保税）を出し合ってお互いに支え合う制度です。

各市町村が単独で運営している国民健康保険ですが、平成30年4月1日から北海道を財政運営の責任主体とするように変わります。

今回は、国民健康保険の都道府県単位化制度改正の概要をお知らせいたします。

なぜ都道府県に変わるの？

【国保の現状と課題】

国保の加入者は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、今後、少子高齢化が進み、加入者が減少すると市町村単位では安定した財政運営が困難になるなどの課題があります。（釧淵町の現状は、図1、2を参照ください）

【制度改正による財政の安定】

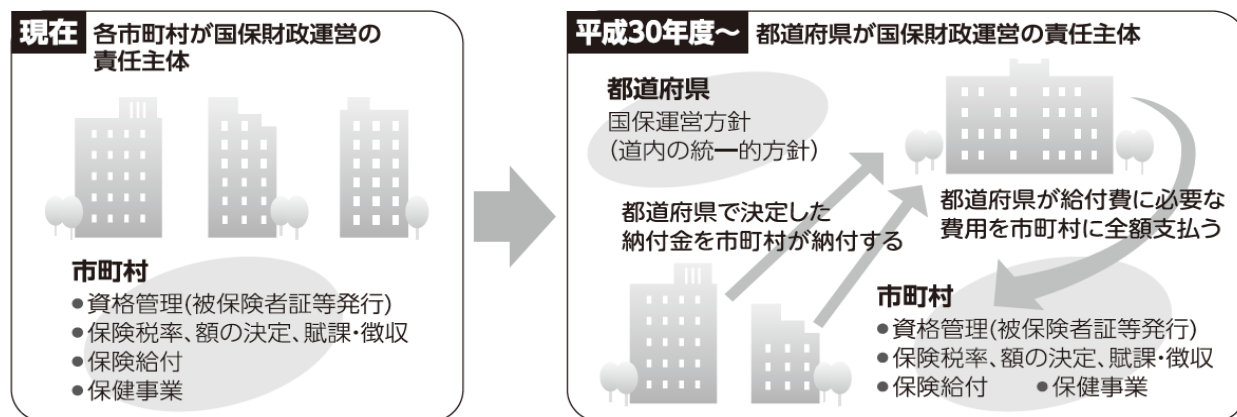
平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村で行っていた財政運営を都道府県が責任主体となることで、安定的な国保の運営を図ることになりました。

何が変わるの？

今回の制度改正による大きな変更点は次のとおりです。

- ①医療給付など国保の事業に必要なお金を各市町村が納付金として都道府県に納めます。
- ②都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準などを基に市町村ごとの納付金を決定。併せて納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険税率を示します。
- ③市町村は都道府県が示した標準税率を参考に、保険税率を決定します。

※ なお、これまで市町村単位で行っていた保険証の発行や、保険税の賦課・徴収などは引き続き市町村単位で行います。



● 剣淵町の国保財政と現状 ●

平成 27 年度剣淵町国民健康保険事業特別会計決算は、表 1 のとおりです。

平成 26 年度決算と比べ、歳入の国保税は 846 万 9,000 円の減、歳出の保険給付費は 1,477 万 4,000 円の増となっています。

○平成 27 年度国保事業特別会計決算 [表 1]

【歳入】		【歳出】	
科 目	決算額	科 目	決算額
国保税	152,935,200円	総務費	3,819,290円
国庫支出金	117,320,093円	保険給付費	364,744,232円
療養給付費等交付金	2,816,000円	後期高齢者支援金等	63,428,877円
前期高齢者交付金	118,386,415円	介護納付金	26,465,545円
道支出金	34,018,699円	共同事業拠出金	147,635,170円
共同事業交付金	156,032,436円	保健事業費	3,674,863円
一般会計繰入金	34,918,407円	町立診療所繰出金	7,120,000円
その他の収入	1,857,939円	その他	4,896,552円
前年度繰越金	40,535,999円	計	621,784,529円
計	658,821,188円		

※後期高齢者支援金等には、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金を含んでいます

剣淵町国保の加入者の年齢構成は、図 1 のとおりです。60～74 歳が全体の 48%を占め、高齢者が多い傾向がわかります。

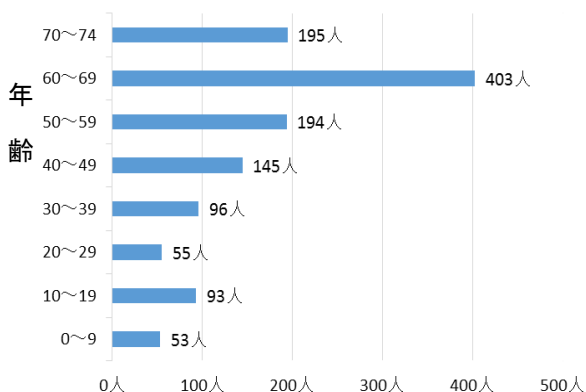
また、1 人当たりの医療費（図 2）では、国保の加入者が平成 23 年度に比べ、198 人減少していますが、医療費は年々増加しています。

国保税は、医療費の支払いに必要な額を加入者の皆さんに、ご負担いただいています。今後も医療費が増加することが見込まれますが、その増加を緩やかにするためには、「疾病予防」と「病気の早期発見・治療」が大切です。

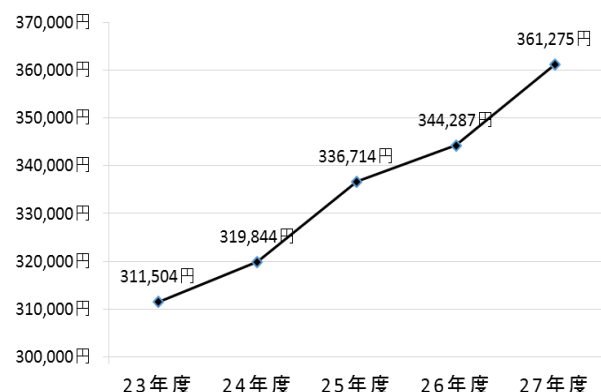
加入者の皆様におかれましては、ふれあい健康センターで実施している「ふれあい健診」や「総合健診」などを積極的に受診いただくようよろしくお願いいたします。

○加入者の年齢構成 [図 1]

(平成 28 年 3 月 31 日現在)



○1人当たりの医療費 [図 2]



【お知らせ】 保険証の有効期間が変更になります

都道府県化に伴い、「保険証」と 70 歳～74 歳の加入者に交付している「高齢受給者証」が平成 30 年 8 月 1 日から併合になります。

これにより、4 月下旬に交付する保険証の有効期間は、「平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日」に変更となります。